

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づき、次のとおり公表します。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

平成29年10月1日現在

| 役 職 | 氏 名 | 就任年月日 | 経 歴 |
|-----|-------|-----------|--|
| 理 事 | 神谷 幸秀 | 平成27年4月1日 | 昭和54年4月 高エネルギー物理学研究所加速器研究系助手 昭和55年4月 高エネルギー物理学研究所放射光実験施設助手 昭和60年3月 高エネルギー物理学研究所放射光実験施設助教授 平成3年10月 東京大学物性研究所教授 平成7年4月 東京大学物性研究所附属軌道放射物性研究施設長(併) 平成13年4月 高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設教授 平成13年4月 高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設長(併) 平成16年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事 平成24年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設教授 平成25年3月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構退職 平成25年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構シニアフェロー 平成25年11月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構学術フェロー 平成26年3月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究支援戦略推進部長(併) 平成26年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究支援戦略推進部 統括リサーチアドミニストレーター 平成27年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事に就任 |
| 理 事 | 石井 利和 | 平成29年5月1日 | 昭和56年4月 林野庁 昭和60年8月 科学技術庁 平成9年7月 科学技術庁研究開発局総合研究課材料研究調整官 平成10年7月 文部科学省学術国際局学術調査官 平成11年7月 国立極地研究所事業部長 平成13年10月 独立行政法人日本原子力研究開発機構社会技術研究システム推進室次長 平成15年1月 文部科学省研究振興局量子放射線研究課長 平成16年7月 独立行政法人理化学研究所和光研究所脳科学研究推進部長 平成18年5月 国立大学法人長崎大学国際連携研究戦略本部教授 平成18年10月 国立大学法人長崎大学理事 平成20年10月 国立大学法人長崎大学国際連携研究戦略本部教授 平成21年4月 独立行政法人海洋研究開発機構特任参事 平成22年7月 独立行政法人防災科学技術研究所審議役 平成23年4月 独立行政法人防災科学技術研究所理事 平成27年4月 公立大学法人大阪市立大学学長補佐 平成29年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構機構長補佐 平成29年5月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事に就任 現在に至る |
| 監 事 | 大田 友一 | 平成28年4月1日 | 昭和52年4月 日本学術振興会奨励研究員 昭和53年4月 京都大学助手 昭和56年8月 筑波大学講師 昭和62年7月 筑波大学助教授 平成4年8月 筑波大学教授 平成16年4月 国立大学法人筑波大学教授 平成21年4月 国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科長 平成23年10月 国立大学法人筑波大学システム情報系長 平成24年4月 国立大学法人筑波大学教授 平成25年4月 国立大学法人筑波大学理事・副学長 平成27年4月 国立大学法人筑波大学特命教授 平成28年4月 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構監事に就任 |

(参考)

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）Ⅲ-4-(2) (抄)

ニ 各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）Ⅱ－3－（2）－⑥（抄）

ア 各独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）6（抄）

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。